

第10回厚岸町農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和3年5月26日(水) 午前10時00分から午前11時00分
- 2 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室
3. 出席委員(9名)
 - (1) 会長 1番 荒岡 正
 - (2) 委員 3番 齋藤 泰広、4番 米澤 仁
5番 石澤 由紀子、6番 木原 晃
7番 多田 和文、9番 遠藤 浩一
11番 樋浦 泰夫、12番 伊藤 美晴
4. 欠席委員(5名) 2番 寺島 佳宏、8番 貢 則夫
10番 音喜多 政東、13番 佐藤 仁昭
14番 西野 義幸
- 5 議事日程
 - 第1 協議案第3号 下限面積(別段の面積)の設定について
 - 第2 議案第30号 現況証明願について
 - 第3 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第4 議案第32号 厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 堀部 誠、主事 北本 慶次朗

7. 会議の概要

<p>局長</p>	<p>本日はお忙しい中、また、緊急事態宣言措置がなされている中、本総会に出席いただきまして有り難うございます。本日も引き続き徹底した感染防止対策を実施するため、議事進行を迅速に執り進めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。</p> <p>10時現在、出席委員9名、欠席委員5名、よって、厚岸町農業委員会会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、只今から 第10回厚岸町農業委員会総会を開催します。</p> <p>それでは会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>(挨拶)</p>
<p>会長</p>	<p>はじめに、本日の議事録署名委員を指名します。</p> <p>議席番号「3番 齋藤委員」、「6番 木原委員」をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>議事日程に従い議事を進めてまいります。</p> <p>日程第1 報告第3号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
<p>局長</p>	<p>議案書1ページをお開き願います。</p> <p>協議案第3号「下限面積（別段の面積）の設定について」</p> <p>下限面積（別段の面積）の設定について、別紙のとおり協議する。</p> <p>令和3年5月26日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容についてご説明申し上げます。</p> <p>この議案につきましては、議案書1ページから3ページまでとなっております。</p> <p>農地法第3条第2項第5号では、「農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者が、その取得後に耕作する農地及び採草放牧地の面積の合計は、北海道では2ha、都府県では50aに達しない場合は、これを許</p>

	<p>可してはならない」とされております。</p> <p>これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低くなり、効率的かつ安定的な農業経営の継続が危ぶまれるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならない場合は不許可とするものです。</p> <p>しかしながら、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が地域の実情に合わせ、下限面積を設定できることとされました。</p> <p>また、平成22年12月22日付の農林水産業経営局長通知「農業委員会の適正な事務の実施について」の一部改正では、農業委員会が毎年、下限面積（別段面積）の設定または修正の必要性について、審議することとなっております。</p> <p>このため、厚岸町では、2015農林業センサスにおいて、2ha以上の農地を耕作している農家戸数が8割を超えているため、今年の5月26日に開催した第27回総会において審議した結果、下限面積を設定しないこととしており、厚岸町としては北海道の基準面積2ha以上を許可基準とするものであります。</p> <p>つきましては、下限面積を設定しないことについて、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>協議案第3号について、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に質疑がないようですので、協議案第3号については原案のとおり承認させていただきます。</p> <p>次に日程第2 議案第30号「現況証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
<p>主事</p>	<p>議案書4ページをお開き願います。</p> <p>議案第30号「現況証明願について」</p> <p>次の土地の現況証明願を受理したので、証明書を交付するものとする</p> <p>令和3年5月26日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容についてご説明いたします。</p>

	<p>今回の証明願の案件は1件となっております。</p> <p>番号1についてであります。申請書の写しについては、議案書5ページに、位置図の資料については、議案資料の1ページに掲載しております。詳細については、「議案説明資料」2ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。</p> <p>なお、現地調査については、荒岡会長と佐藤委員と事務局の4名で5月13日に実施し、証明の可否については可であることを報告します。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第30号について、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に質疑がないようですので、議案第30号については原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>ここで追加議案を日程に追加いたします。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>追加日程第1 議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
<p>局長</p>	<p>追加議案書1ページをお開き願います。</p> <p>議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」</p> <p>次の者より、農地等を目的以外に供するための許可申請があったので、意見書を付して北海道知事へ進達する。</p> <p>令和3年5月26日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>■番号1 申請者 石澤 博幸</p> <p>転用目的は、農家住宅の建設であります。</p> <p>2ページから4ページは、許可申請書の写しです。</p>

	<p>許可を受けようとする土地 太田南8番、 面積6,723㎡の内、1,259㎡を転用するものです。 転用事由の詳細は、「自己用住宅の建設」であります。 本件は、農業会議への意見聴取を不要とする要件の内、「転用面積が30a以下」かつ「転用目的が農家住宅であること」に該当するため、直接、北海道に進達しようとするものです。</p> <p>議案書の5ページから6ページは許可申請書に対する農業委員会の意見書です。5ページ意見書の表下段に「農地転用に関する許可基準から見た意見」の「農地の区分と転用目的」について、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された農家住宅であるため適当と判断」と記載しております。</p> <p>現地調査は、5月21日に「農地部会第2地区の遠藤部会長と齋藤委員」と事務局で確認し、「転用の可否は可」と判断しております。</p> <p>図面については、議案資料の1ページが位置図、2ページが現況図、3ページが建物等配置図、4ページが農地転用箇所の求積図、5ページが住宅の平面図、6ページが住宅の立面図となっております。</p> <p>農振農用地区域の除外については、現在、水産農政課で執り進めており、農業委員会に意見書の提出が求められているところです。</p> <p>なお、本件につきましては、石澤委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは審議に入る前に、石澤委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(石澤委員退室)</p>

	<p>再開いたします。</p> <p>議案第31号について、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に質疑がないようですので、議案第31号については原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>休憩いたします。(石澤委員入室)</p> <p>石澤委員にご報告いたします。</p> <p>議案第31号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、日程第4 議案第32号「厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
<p>主事</p>	<p>追加議案書7ページをお開き願います。</p> <p>議案第32号「厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」</p> <p>このことについて、厚岸町から意見を求められたので付議する。</p> <p>令和3年5月26日提出 厚岸町農業委員会 会長 荒岡 正</p> <p>記</p> <p>■番号1 申出者 石澤 元勝 氏</p> <p>提案内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回は、農用地区域の除外が1件であります。</p> <p>議案書8ページから11ページまでは、厚岸町からの意見聴取依頼書</p> <p>12ページから13ページまでは番号1の申出書となっております。</p> <p>詳細については、議案第31号と同一の場所および内容であるため、説明を省略いたします。</p> <p>また、本件につきましても、先ほどと同様、石澤委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。</p> <p>以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきま</p>

	<p>すようお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは審議に入る前に、石澤委員が「議事参与の制限」に該当します ですので、退室を求めます。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(石澤委員退室)</p> <p>再開いたします。</p> <p>議案第32号について、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>特に質疑がないようですので、議案第32号については「意見なし」と して決定し、厚岸町へ報告させていただきます。</p> <p>休憩いたします。(石澤委員入室)</p> <p>石澤委員にご報告いたします。</p> <p>議案第32号は、「意見なし」として決定し、厚岸町へ報告することで 決定されました。</p> <p>全体を通して何かございませんか。</p> <p>特になければ、これで本日の議案の審議を全部終了しました。</p> <p>事務局から、連絡事項の説明をお願いします。</p>
局長	<p>・スケジュール</p>
会長	<p>以上で、第10回厚岸町農業委員会総会を終了します。</p> <p>ご苦勞様でした。</p>

上記相違ないことを確認し署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長 印

議事録署名委員 3番 印

議事録署名委員 6番 印